

## 熱中症特別警戒アラートの運用開始等

鎌田晃如（環境省大臣官房環境保健部企画課 熱中症対策室）

### 1. はじめに

気候変動による健康への影響は、熱中症死亡者の増加、自然災害による被害者の増加など多岐にわたる。

この気候変動への対策として、大きく分けて“緩和”（気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を削減すること）と“適応”（気候変動の影響による被害の回避・軽減を行うこと）の2つがあり、いわば車の両輪として、それぞれ進められているところである。この中でもとりわけ「熱中症予防対策」は、気候変動“適応”対策の中でも、国民の命や健康に直結する重要な課題であることから、政府として様々な取組を行ってきている。本稿では、熱中症予防対策の現状について紹介する。

### 2. 近年の日本の気候環境と熱中症の状況

#### 2.1 近年の日本の気候環境

日本の年平均気温は、100年あたり1.35℃の割合で上昇しており、東京や大阪などの大都市では都市化の影響も加わり、さらに大きく気温が上昇している。

1898年の統計開始以降、2019～2023年の直近5年が、年平均気温のトップ5となっている。特に昨夏（令和5年夏）は、北日本と東日本で観測史上1位、西日本で1位タイの高温であった。

#### 2.2 熱中症とは

熱中症環境保健マニュアル2022（環境省）において、熱中症とは、「体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称」であり、「死に至る可能性のある病態」としている。実際に、日本における熱中症死亡者の5年移動平均は、年々上昇し、1000人を超えることも珍しくなくなっている。（図1）

また、東京都監察医務院の調査結果によると、令和5年度夏、東京都23区における熱中症死亡者のうち、8割以上が高齢者（65歳以上）であった。



図1 熱中症による死亡者（5年移動平均）の推移

出典：人口動態統計より環境省作成（令和5年は概数）

他方、熱中症は、暑熱環境を避けること、こまめに水分・塩分を補給することなどにより、予防・回避が可能な病態である。このため、自ら気を付ける・対処する（自助）ことを基本とした上で、それに加えて、周囲の方や地元の地方公共団体等による見守りや声掛け（共助・公助）が重要となる。

### 3. 熱中症対策にかかる政府・地方公共団体の取組

#### 3.1 気候変動適応法改正および政府の取組

政府では、令和5年2月に、熱中症対策の一層の推進を図るため、「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」（以後、改正法）を国会に提出し、同年4月に改正法が可決・成立、令和6年4月から全面施行された。また、熱中症予防には医療、福祉、教育、スポーツ、農林水産業、労働現場などの多岐にわたる分野が関係することから、政府では環境大臣を議長とする「熱中症対策推進会議」を開催し、「熱中症対策行動計画」や「熱中症対策実行計画」を策定し、これらに基づき、関係府省庁においてそれぞれ対策が進められている。

#### 3.2 熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート

政府では、気温に加えて、湿度や日射・輻射などが考慮された暑さ指数（WBGT）の予測値が33以上になった場合に「熱中症警戒アラート」を発表し、国

民へ熱中症予防行動の呼びかけ等を行っている。

観測史上最も暑かった昨夏は、北海道・宗谷地方も含めて、初めて全国全ての地域（58 の府県予報区等）で熱中症警戒アラートが発表され、地域・日数を踏まえた延べ発表回数も史上最多の 1232 回となった。

こうしたことから、改正法では、熱中症警戒アラートを法律上の「熱中症警戒情報」として位置づけるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の「熱中症特別警戒情報」を創設し、令和 6 年度から運用を行っている。なお、熱中症特別警戒情報は、原則として都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点の暑さ指数（WBGT）が 35 に達すると予測される場合に発表することとしている。

### 3.3 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）は、市区町村長が指定する、暑さを避ける場所のことであり、①適当な冷房設備を有すること、②熱中症特別警戒アラートの発表期間中に住民等に開放することができること、③住民等の滞り場所について必要かつ適切な空間を確保すること、の 3 つを要件としている。

改正法では、上述した熱中症特別警戒アラートが発表される事態となった場合には、このクーリングシェルターを住民等に開放することを責務として規定しており、市区町村では、冷房設備を有する公共施設等（公民館、図書館など）や、民間事業者等をクーリングシェルターとして指定する取組が進められている。

### 3.4 熱中症普及啓発団体

熱中症普及啓発団体とは、地域において熱中症対策に関する住民等への普及啓発、住民からの相談・助言などを行う法人のことであり、市区町村長が一定の要件を満たす法人を指定することとなっている。特に、前述したように熱中症死亡者の多くが高齢者であることから、地域において高齢者と関わりのある団体（NPO 法人、社会福祉法人など）などの指定が想定され、これらの指定団体により、積極的なエアコン使用やこまめな水分・塩分補給等についての呼びかけ等を行っていただくことで、熱中症死亡者の減少につなげていくことが期待されている。

### 3.5 熱中症予防強化キャンペーン

政府では関係府省庁が一体となり、地方公共団体、学校・スポーツの管理者等・産業界などとも連携しながら、ポスター・リーフレット・SNS・政府広報など様々なルート・ツールを用いて、熱中症予防の呼びかけを行っている。

### 3.6 地方公共団体向けの手引き・研修など

環境省では、地方公共団体において、3.3 や 3.4 の取組が進むよう、地方公共団体における「熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針」「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」や事例集・協定例、公表情報のひな形、「熱中症対策普及団体の指定に関する手引き」などを作成・公表している。これに加えて、独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）において、地方公共団体担当者向けの研修等を実施するなどの支援を行っている。

## 4. おわりに

気候変動が続くことで、熱中症を含め、様々な健康リスクがさらに高まることが想定される。

本稿で述べたとおり、熱中症は死に至る可能性のある病態であるとともに、適切な対応を執ることでより予防・回避が可能な病態でもある。

暑さ指数（WBGT）や気温の状況等を確認し、自身の生命を自ら守ると共に、可能な範囲で周辺の方の見守りや声掛けなどを行うなど、熱中症対策を執っていただければ幸いである。